

平成24年2月7日

各位

会社名 株式会社 ワオ・コーポレーション
代表者 代表取締役会長兼社長 西澤 昭男
(コード番号 9730)
問合せ先責任者 取締役副社長執行役員 大西 雄三
(TEL 06-6377-7971)

株式会社NAホールディングスによる公開買付け届出書の 訂正届出書の提出等に関するお知らせ

株式会社NAホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、本日、公開買付者より、別紙のとおり「公開買付け届出書の訂正届出書の提出等に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

また、これにより、本公開買付けに係る買付け等の期間及び決済の開始日が下記のとおり訂正されておりますので、併せてお知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る買付け等の期間の延長は、訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日まで延長しなければならない旨を定めた金融商品取引法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第22条第2項に基づくものであり、公開買付者が本公開買付けに係る買付け等の期間の延長自体を企図したものではないとのことです。また、公開買付者による訂正届出書の提出は、公開買付者が、本公開買付け終了後に予定する公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する現時点の状況等を踏まえ、本合併の実施時期を変更したことに伴うものであるとのことです。

本公開買付けに関する意見の内容については、平成23年12月20日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおりであり、本公開買付けに係る買付け等の期間及び決済の開始日の訂正に伴う変更はありません。

記

訂正箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の期間

(訂正前) 平成23年12月21日（水曜日）から平成24年2月8日（水曜日）まで（30営業日）

(訂正後) 平成23年12月21日（水曜日）から平成24年2月21日（火曜日）まで（39営業日）

2. 決済の開始日

(訂正前) 平成24年2月15日（水曜日）

(訂正後) 平成24年2月28日（火曜日）

(別紙)

平成24年2月7日付「公開買付け届出書の訂正届出書の提出等に関するお知らせ」

(別紙)

平成24年2月7日

各 位

株式会社NA ホールディングス
代表取締役 西澤 昭男

公開買付届出書の訂正届出書の提出等に関するお知らせ

株式会社NA ホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社ワオ・コーポレーション(JASDAQ、コード番号9730、以下「対象者」といいます。)の普通株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の8第2項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成24年2月7日付で関東財務局長に提出し、下記のとおり、平成23年12月21日付で関東財務局長へ提出した公開買付届出書の記載事項及び添付書類である平成23年12月21日付公開買付開始公告の記載事項の一部を訂正するとともに、本公開買付けに係る買付け等の期間を延長いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けに係る買付け等の期間の延長は、訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日まで延長しなければならない旨を定めた金融商品取引法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第22条第2項に基づくものであり、公開買付者が本公開買付けに係る買付け等の期間の延長自体を企図したものではありません。また、公開買付者による訂正届出書の提出は、公開買付者が、本公開買付け終了後に予定する公開買付者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)に関する現時点の状況等を踏まえ、本合併の実施時期を変更したことに伴うものです。

記

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする本合併を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付け成立後、平成24年5月初旬頃を目処に、本合併を実施し、消滅会社である対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の皆様に対して、その保有する対象者普通株式の対価として金銭を交付する予定です。その際に対象者普通株式1株に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格(245円)とする予定です。また、本合併に際して、消滅会社となる対象者の株主の皆様は、会社法第785条及び第786条その他の関係法令の定めに従って、その保有する対象者普通株式の買取請求を対象者に対して行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本公開買付けの結果、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を充足する場合には、本合併は、当該略式合併により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

ます。本合併が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、対象者の臨時株主総会を平成 24 年 3 月頃に開催し、当該臨時株主総会に本合併の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする本合併を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付け成立後、平成 24 年 10 月頃を目処に、本合併を実施し、消滅会社である対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様に対して、その保有する対象者普通株式の対価として金銭を交付する予定です。その際に対象者普通株式 1 株に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格（245 円）とする予定です。また、本合併に際して、消滅会社となる対象者の株主の皆様は、会社法第 785 条及び第 786 条その他の関係法令の定めに従って、その保有する対象者普通株式の買取請求を対象者に対して行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本公開買付けの結果、本合併が会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の要件を充足する場合には、本合併は、当該略式合併により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本合併が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、平成 24 年 6 月に開催予定の対象者の定時株主総会に本合併の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成 23 年 12 月 21 日（水曜日）から平成 24 年 2 月 <u>8</u> 日（水曜日）まで（ <u>30</u> 営業日）
<後略>	<後略>

(訂正後)

買付け等の期間	平成 23 年 12 月 21 日（水曜日）から平成 24 年 2 月 <u>21</u> 日（火曜日）まで（ <u>39</u> 営業日）
<後略>	<後略>

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成 24 年 2 月 15 日（水曜日）

(訂正後)

平成 24 年 2 月 28 日（火曜日）

第 5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

② 【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第38期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月14日近畿財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第38期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月14日近畿財務局長に提出

対象者は、公開買付期間中の平成24年2月14日頃に、事業年度 第38期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)に係る四半期報告書を提出予定とのことです。

II 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、平成24年2月7日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として、本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」の旨は日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

以上

公開買付条件等の変更の公告

各 位

平成24年2月7日

大阪市北区中崎西二丁目6番17号
株式会社NAホールディングス
代表取締役 西澤 昭男

株式会社NAホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成24年2月7日付で訂正届出書を提出し、平成23年12月21日付で関東財務局長へ提出した公開買付届出書の一部を訂正するとともに、本公開買付けに係る買付け等の期間を延長いたします。

これに伴い、平成23年12月21日付の公開買付開始公告に係る買付条件等の変更について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの内容

- (1) 対象者の名称 株式会社ワオ・コーポレーション
- (2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式
- (3) 買付け等の期間（変更後）
平成23年12月21日（水曜日）から平成24年2月21日（火曜日）まで（39営業日）

2. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的

- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）
(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする本合併を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付け成立後、平成24年5月初旬頃を目処に、本合併を実施し、消滅会社である対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様に対して、その保有する対象者普通株式の対価として金銭を交付する予定です。その際に対象者普通株式1株に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格（245円）とする予定です。また、本合併に際して、消滅会社となる対象者の株主の皆様は、会社法第785条及び第786条その他の関係法令の定めに従って、その保有する対象者普通株式の買取請求を対象者に対して行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本公開買付けの結果、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を充足する場合には、本合併は、当該略式合併により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本合併が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、対象者の臨時株主総会を平成24年3月頃に開催し、当該臨時株主総会に本合併の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする本合併を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付け成立後、平成24年10月頃を目処に、本合併を実施し、消滅会社である対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の皆様に対して、その保有する対象者普通株式の対価として金銭を交付する予定です。その際に対象者普通株式1株に対して交付される金銭の額については、本公開買付け価格と同一の価格（245円）とする予定です。また、本合併に際して、消滅会社となる対象者の株主の皆様は、会社法第785条及び第786条その他の関係法令の定めに従って、その保有する対象者普通株式の買取請求を対象者に対して行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本公開買付けの結果、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を充足する場合には、本合併は、当該略式合併により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。本合併が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、公開買付者は、平成24年6月に開催予定の対象者の定時株主総会に本合併の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(訂正前)

平成23年12月21日（水曜日）から平成24年2月8日（水曜日）まで（30営業日）

(訂正後)

平成23年12月21日（水曜日）から平成24年2月21日（火曜日）まで（39営業日）

(11) 決済の開始日

(訂正前)

平成24年2月15日（水曜日）

(訂正後)

平成24年2月28日（火曜日）

3. 変更の理由

本公開買付けに関して公開買付者が平成23年12月21日に提出した本公開買付けに係る公開買付け届出書の記載事項について訂正すべき事項が生じたのに伴い、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付け届出書の訂正届出書を提出いたしますので、法第27条の8第8項に基づき、買付け等の期間を延長するものであります。

4. 本公告を行う日以前に応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以上